

### Ⅲ 契約種別および料金

#### 14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	A
		B
		C
	時 間 帯 別 電 灯	[夜間 8 時間型]
		[夜間 10 時間型]
		[夜得プラン]
		[朝得プラン]
		[半日お得プラン]
	季 節 別 時 間 帯 別 電 灯	
	ピーク抑制型季節別時間帯別電灯	
	曜 日 別 電 灯	1 型
		2 型
	臨 時 電 灯	A
		B
C		
公 衆 街 路 灯	A	
	B	
電灯電力併用需要	低 圧 高 負 荷 契 約	
電 力 需 要	低 圧 電 力	
	臨 時 電 力	
	農 事 用 電 力	
	農 業 用 低 圧 季 節 別 時 間 帯 別 電 力	
	深 夜 電 力	A
		B
融 雪 用 電 力		

## 15 定 額 電 灯

### (1) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

### (2) 供給電気方式, 供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

### (3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

### (4) 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

#### イ 需 要 家 料 金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

A表, B表共通

1 契 約 に つ き	54円00銭
-------------	--------

## ロ 電 灯 料 金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

A表（平成28年5月31日まで）

10ワットまでの1灯につき	97円42銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	146円23銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	243円86銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	341円50銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	536円76銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	536円76銭

B表（平成28年6月1日以降）

10ワットまでの1灯につき	97円75銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	146円90銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	245円20銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	343円51銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	540円12銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	540円12銭

(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたしま

す。

#### ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に応じ1月につき次のとおりといたします。

A表 (平成28年5月31日まで)

50ボルトアンペアまでの1機器につき	233円82銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	378円00銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	378円00銭

B表 (平成28年6月1日以降)

50ボルトアンペアまでの1機器につき	234円82銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	380円01銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	380円01銭

#### (5) そ の 他

当社は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。

## 16 従量電灯

### (1) 従量電灯 A

#### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 使用する最大電流(交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。)が5アンペア以下であること。
- (ロ) 定額電灯を適用できないこと。

#### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトも

しくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

#### ハ 契 約 電 流

- (イ) 契約電流は、5 アンペアといたします。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

#### ニ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

##### A表（平成28年5月31日まで）

最低料金	1契約につき最初の8キロワット時まで	230円86銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	19円43銭

##### B表（平成28年6月1日以降）

最低料金	1契約につき最初の8キロワット時まで	231円55銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	19円52銭

#### (2) 従 量 電 灯 B

##### イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

#### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

#### ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるお

それがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

## ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

### (イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

#### A表、B表共通

契約電流10アンペア	280円80銭
契約電流15アンペア	421円20銭
契約電流20アンペア	561円60銭
契約電流30アンペア	842円40銭
契約電流40アンペア	1,123円20銭
契約電流50アンペア	1,404円00銭
契約電流60アンペア	1,684円80銭

### (ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

A表（平成28年5月31日まで）

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円43銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円91銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円93銭

B表（平成28年6月1日以降）

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円52銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	26円00銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	30円02銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

A表（平成28年5月31日まで）

1 契約につき	230円86銭
---------	---------

B表（平成28年6月1日以降）

1 契約につき	231円55銭
---------	---------

(3) 従量電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。



ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される

場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

## ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

### (イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

#### A表、B表共通

契約容量1キロボルトアンペアにつき	280円80銭
-------------------	---------

### (ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

#### A表（平成28年5月31日まで）

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円43銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	25円91銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円93銭

## B表（平成28年6月1日以降）

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	19円52銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	26円00銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	30円02銭

## 17 時間帯別電灯

### (1) 時間帯別電灯〔夜間8時間型〕

#### イ 適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当し、二に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

#### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

#### ハ 契約容量

(イ) 契約容量は、原則として従量電灯Cに準じて定めます。

ただし、お客さまが希望され、かつ、当社の電流制限器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、電流制限器の定格電流値にもとづき次式により算定いたします。

$$\text{入力(キボルトアンペア)} = \text{電流制限器の定格電流(アンペア)} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、電流制限器とは、16（従量電灯）(1)ハ(ロ)および(2)ハ(ロ)における電流制限器をいいます。

また、お客さまが希望され、かつ、電流を制限する計量器を取り付

けることが適当と認められる場合は、契約容量は、その制限される電流値にもとづき次式により算定いたします。

$$\text{入力(キボルトアンペア)} = \text{制限される電流(アンペア)} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

(ロ) 別表10（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合は、(イ)にかかわらず、契約容量は、原則として、次のaによってえた値に0.4を乗じてえた値がbによってえた値以上となる場合は、aによってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

$$a \text{ によってえた値} + b \text{ によってえた値} \times 0.1$$

a 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として従量電灯Cの契約容量決定方法に準じてえた値

ただし、お客さまが希望され、かつ、夜間蓄熱式機器以外の機器について、当社の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められるときは、(イ)に準じて算定いたします。

b 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

## ニ 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(イ) 昼間時間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。

(ロ) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

## ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、お客さまが別表13（通電制御型夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合の料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から、(ハ)によって算定された通電

制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものいたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

a 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

A表, B表共通

1 契約につき	1,296円00銭
---------	-----------

b 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

A表, B表共通

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,160円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	280円80銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a 昼間時間

A表（平成28年5月31日まで）

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	23円81銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	31円75銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	36円68銭

B表（平成28年6月1日以降）

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	23円90銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	31円84銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	36円77銭

b 夜間時間

A表（平成28年5月31日まで）

1キロワット時につき	12円16銭
------------	--------

B表（平成28年6月1日以降）

1キロワット時につき	12円25銭
------------	--------

(ハ) 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、半額といたします。

A表，B表共通

通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	151円20銭
-----------------------------------	---------

なお、通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ニ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(ハ)によって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引

いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

A表（平成28年5月31日まで）

1 契約につき	323円74銭
---------	---------

B表（平成28年6月1日以降）

1 契約につき	324円43銭
---------	---------

へ その 他

(イ) 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の日割計算は、別表9（日割計算の基本算式）(1)ロによるものといたします。

なお、通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、日割計算をいたします。

(ロ) 通電制御型夜間蓄熱式機器の取付けまたは取替えをされた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

(ハ) 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、64（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(ニ) VIII（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加したものとして、従量電灯Cに準じて取り扱うものといたします。

(ホ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

(2) 時間帯別電灯〔夜間10時間型〕

イ 適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当し、ニに定める昼間時間から夜間時間への

負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

#### ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

#### ハ 契 約 容 量

契約容量は、時間帯別電灯〔夜間 8 時間型〕に準じて定めます。

#### ニ 時 間 帯 区 分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

##### (イ) 昼 間 時 間

毎日午前 8 時から午後10時までの時間をいいます。

##### (ロ) 夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

#### ホ 料 金

料金は、基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、お客さまが別表12（8時間通電機器）に定める小型機器（以下「8時間通電機器」といいます。）または通電制御型夜間蓄熱式機器を使用される場合の料金は、基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から、(ハ)によって算定された 8 時間通電機器割引額または(ニ)によって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が



44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

a 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

A表、B表共通

1 契約につき	1,296円00銭
---------	-----------

b 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

A表、B表共通

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,160円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	280円80銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a 昼間時間

A表（平成28年5月31日まで）

最初の80キロワット時までの1キロワット時につき	25円92銭
80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	34円56銭
200キロワット時をこえる1キロワット時につき	39円92銭

B表（平成28年6月1日以降）

最初の80キロワット時までの1キロワット時につき	26円01銭
80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	34円65銭
200キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円01銭

b 夜間時間

A表（平成28年5月31日まで）

1キロワット時につき	12円41銭
------------	--------

B表（平成28年6月1日以降）

1キロワット時につき	12円50銭
------------	--------

(ハ) 8時間通電機器割引額

8時間通電機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の8時間通電機器割引額は、半額といたします。

A表，B表共通

8時間通電機器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	43円20銭
------------------------------	--------

なお、8時間通電機器の総容量（入力）の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ニ) 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、半額といたします。

A表，B表共通

通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	194円40銭
-----------------------------------	---------

なお、通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ホ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(ハ)または(ニ)によって算定された8時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

A表(平成28年5月31日まで)

1 契約につき	323円74銭
---------	---------

B表(平成28年6月1日以降)

1 契約につき	324円43銭
---------	---------

へ その 他

(イ) ホ(ニ)の適用を受ける夜間蓄熱式機器および別表11(オフピーク蓄熱式電気温水器)に定める小型機器(以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。)については、ホ(ハ)は適用いたしません。

(ロ) 8時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の日割計算は、別表9(日割計算の基本算式)(1)ロによるものといたします。

なお、8時間通電機器または通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合の8時間通電機器割引額および通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、日割計算をいたします。

(ハ) 通電制御型夜間蓄熱式機器の取付けまたは取替えをされた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

(ニ) 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、64(計量器等の取付け)(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(ホ) VIII（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加したのものとして、従量電灯Cに準じて取り扱うものいたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものいたします。

### (3) 時間帯別電灯 [夜得プラン]

#### イ 適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当し、二に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

#### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

#### ハ 契約容量

契約容量は、原則として従量電灯Cに準じて定めます。

ただし、お客さまが希望され、かつ、当社の電流制限器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、電流制限器の定格電流値にもとづき次式により算定いたします。

$$\text{入力(キボルトアンペア)} = \text{電流制限器の定格電流(アンペア)} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、電流制限器とは、16（従量電灯）(1)ハ(ロ)および(2)ハ(ロ)における電流制限器をいいます。

また、お客さまが希望され、かつ、電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、その制限される電流値にもとづき次式により算定いたします。

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \text{制限される電流(アンペア)} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

## ニ 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

### (イ) 昼間時間

毎日午前5時から午後9時までの時間をいいます。

### (ロ) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

## ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

### (イ) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

#### a 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

A表、B表共通

1 契約につき	1,296円00銭
---------	-----------

#### b 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

A表, B表共通

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,160円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	280円80銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a 昼間時間

A表 (平成28年5月31日まで)

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	24円03銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	32円03銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	37円00銭

B表 (平成28年6月1日以降)

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	24円12銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	32円12銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	37円09銭

b 夜間時間

A表 (平成28年5月31日まで)

1キロワット時につき	12円48銭
------------	--------

B表 (平成28年6月1日以降)

1キロワット時につき	12円57銭
------------	--------

へ その他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

(4) 時間帯別電灯 [朝得プラン]

イ 適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当し、ニに定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

#### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

#### ハ 契約容量

契約容量は、時間帯別電灯 [夜得プラン] に準じて定めます。

#### ニ 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

##### (イ) 昼間時間

毎日午前 9 時から翌日の午前 1 時までの時間をいいます。

##### (ロ) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

#### ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、平成28年 5 月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年

6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。  
ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

a 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

A表, B表共通

1 契約につき	1,296円00銭
---------	-----------

b 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

A表, B表共通

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,160円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	280円80銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a 昼間時間

A表 (平成28年5月31日まで)

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	23円93銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	31円90銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	36円85銭

B表 (平成28年6月1日以降)

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	24円02銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	31円99銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	36円94銭

b 夜間時間



A表（平成28年5月31日まで）

1 キロワット時につき	12円19銭
-------------	--------

B表（平成28年6月1日以降）

1 キロワット時につき	12円28銭
-------------	--------

へ そ の 他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

(5) 時間帯別電灯 [半日お得プラン]

イ 適 用 範 囲

従量電灯の適用範囲に該当し、ニに定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

ハ 契 約 容 量

契約容量は、時間帯別電灯 [夜得プラン] に準じて定めます。

ニ 時 間 帯 区 分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(イ) 昼 間 時 間

毎日午前9時から午後9時までの時間をいいます。

(ロ) 夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

## ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

### (イ) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

#### a 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

A表、B表共通

1 契約につき	1,296円00銭
---------	-----------

#### b 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

A表、B表共通

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,160円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	280円80銭

### (ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

#### a 昼間時間

A表（平成28年5月31日まで）

最初の70キロワット時までの1キロワット時につき	28円38銭
70キロワット時をこえ170キロワット時までの1キロワット時につき	37円84銭
170キロワット時をこえる1キロワット時につき	43円71銭

B表（平成28年6月1日以降）

最初の70キロワット時までの1キロワット時につき	28円47銭
70キロワット時をこえ170キロワット時までの1キロワット時につき	37円93銭
170キロワット時をこえる1キロワット時につき	43円80銭

b 夜間時間

A表（平成28年5月31日まで）

1キロワット時につき	12円59銭
------------	--------

B表（平成28年6月1日以降）

1キロワット時につき	12円68銭
------------	--------

へ その他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

## 18 季節別時間帯別電灯

### (1) 適用範囲

イ 従量電灯の適用範囲に該当し、夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を使用する需要で、夜間蓄熱式機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

ロ この契約種別から従量電灯、時間帯別電灯、ピーク抑制型季節別時間帯別電灯、曜日別電灯または低圧高負荷契約に契約種別を変更された後1年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、この契約種別を

適用いたしません。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は，時間帯別電灯〔夜間 8 時間型〕に準じて定めます。

(4) 時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ ピーク時間

毎日午前10時から午後 5 時までの時間をいいます。

ロ オフピーク時間

毎日午前 7 時から午前10時までの時間および毎日午後 5 時から午後11 時までの時間をいいます。

ハ 夜間時間

ピーク時間およびオフピーク時間以外の時間をいいます。

(5) 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，お客さまが通電制御型夜間蓄熱式機器を使用される場合の料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から，ハによって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が

44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

#### イ 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

A表、B表共通

1 契約につき	1,296円00銭
---------	-----------

(ロ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

A表、B表共通

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,160円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	280円80銭

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

なお、ピーク時間の使用電力量については、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(イ) ピーク時間

ピーク時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

A表（平成28年5月31日まで）

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	38円63銭	31円64銭

B表（平成28年6月1日以降）

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	38円72銭	31円73銭

(ロ) オフピーク時間

A表（平成28年5月31日まで）

1キロワット時につき	25円92銭
------------	--------

B表（平成28年6月1日以降）

1キロワット時につき	26円01銭
------------	--------

(ハ) 夜間時間

A表（平成28年5月31日まで）

1キロワット時につき	12円16銭
------------	--------

B表（平成28年6月1日以降）

1キロワット時につき	12円25銭
------------	--------

ハ 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、半額といたします。

A表、B表共通

通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	151円20銭
-----------------------------------	---------

なお、通電制御型夜間蓄熱式機器の総容量（入力）の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ニ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハによって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いてえた

金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

A表（平成28年5月31日まで）

1 契約につき	323円74銭
---------	---------

B表（平成28年6月1日以降）

1 契約につき	324円43銭
---------	---------

(6) 契約期間

契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、次によります。

イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものいたします。

ハ 契約期間満了に先だって、原則として従量電灯、時間帯別電灯、ピーク抑制型季節別時間帯別電灯、曜日別電灯または低圧高負荷契約に契約種別を変更することはできません。

(7) 全電化住宅割引

需要場所におけるすべての熱源を電気でまかなう需要（以下「全電化需要」といいます。）で、当社との協議が整った場合の料金は、(5)によって料金として算定された金額からイによって算定された全電化住宅割引額を差し引いたものいたします。ただし、(5)によって料金として算定された金額から別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金およびイによって算定された全電化住宅割引額を差し引いてえた金額が(5)ニの最低月額料金を下回る場合の料金は、(5)ニの最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合

計といたします。

なお、この場合、すべての熱源とは、給湯設備、厨房設備および冷暖房設備等に要する熱源をいいます。

#### イ 全電化住宅割引額

全電化住宅割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額がロに定める全電化住宅割引上限額を上回る場合の全電化住宅割引額は、ロに定める全電化住宅割引上限額といたします。

$$\text{全電化住宅割引額} = \text{割引対象額} \times 5 \text{ パーセント}$$

なお、割引対象額は、夏季についてはオフピーク時間および夜間時間、その他季についてはピーク時間、オフピーク時間および夜間時間に使用されたその1月の電力量に(5)ロの該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

#### ロ 全電化住宅割引上限額

A表、B表共通

1 契約につき	2,160円00銭
---------	-----------

#### ハ 全電化需要および全電化住宅割引にかかわる取扱い

- (イ) 当社は、全電化需要であることを確認させていただきます。この場合、当社は、電気機器に関する資料等を提出していただくことがあります。
- (ロ) 給湯設備、厨房設備、冷暖房設備等熱源を要する機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- (ハ) 全電化住宅割引の適用を受けている場合で全電化需要でないことが明らかになったときは、47(違約金)に準じて違約金を申し受けます。ただし、(ロ)による申出があった場合は、この限りではありません。
- (ニ) 全電化住宅割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が全電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。
- (ホ) 34(料金の算定)(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更



があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

(8) そ の 他

イ 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額および全電化住宅割引上限額の日割計算は、別表9（日割計算の基本算式）(1)ロによるものといたします。

なお、通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、日割計算をいたします。

ロ 通電制御型夜間蓄熱式機器の取付けまたは取替えをされた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ハ 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、64（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ニ VIII（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加したのものとして、従量電灯Cに準じて取り扱うものといたします。

ホ お客さまが無断で夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、44（供給の停止）(3)ハに該当するものといたします。

ヘ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

## 19 ピーク抑制型季節別時間帯別電灯

(1) 適 用 範 囲

イ 従量電灯の適用範囲に該当し、(4)に定める昼間時間から夜間時間またはピーク時間から昼間時間もしくは夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時

間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

ロ この契約種別から従量電灯、時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯、曜日別電灯または低圧高負荷契約に契約種別を変更された後1年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、この契約種別を適用いたしません。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は、時間帯別電灯〔夜得プラン〕に準じて定めます。

(4) 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。

ロ 昼間時間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。

ハ 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(5) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別

表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

## イ 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

A表、B表共通

1 契約につき	1,296円00銭
---------	-----------

(ロ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

A表、B表共通

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,160円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	280円80銭

## ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピーク時間

A表（平成28年5月31日まで）

1 キロワット時につき	54円68銭
-------------	--------

B表（平成28年6月1日以降）

1 キロワット時につき	54円77銭
-------------	--------

(ロ) 昼間時間

A表（平成28年5月31日まで）

1 キロワット時につき	28円99銭
-------------	--------

B表（平成28年6月1日以降）

1 キロワット時につき	29円08銭
-------------	--------

(ハ) 夜間時間

A表（平成28年5月31日まで）

1 キロワット時につき	12円16銭
-------------	--------

B表（平成28年6月1日以降）

1 キロワット時につき	12円25銭
-------------	--------

(6) 契約期間

契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、次によります。

イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものいたします。

ハ 契約期間満了に先だって、原則として従量電灯、時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯、曜日別電灯または低圧高負荷契約に契約種別を変更することはできません。

(7) その他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものいたします。

## 20 曜日別電灯

(1) 平日休日区分

平日休日区分は、次のとおりといたします。

イ 平日

ロにいう休日以外の日をいいます。

ロ 休日

土曜日および日曜日をいいます。

## (2) 曜日別電灯 1 型

### イ 適用範囲

従量電灯 B の適用範囲に該当し、(1)に定める平日から休日への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

### ハ 契約電流

契約電流は、従量電灯 B に準じて定めます。

## ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、平成28年 5 月31日までに使用される電気には A 表を、平成28年 6 月 1 日以降に使用される電気には B 表を適用いたします。

### (イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

A表, B表共通

契約電流10アンペア	280円80銭
契約電流15アンペア	421円20銭
契約電流20アンペア	561円60銭
契約電流30アンペア	842円40銭
契約電流40アンペア	1,123円20銭
契約電流50アンペア	1,404円00銭
契約電流60アンペア	1,684円80銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の平日休日別の使用電力量によって算定いたします。

a 平 日

A表 (平成28年5月31日まで)

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	20円97銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	27円97銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	32円30銭

B表 (平成28年6月1日以降)

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	21円06銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	28円06銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	32円39銭

b 休 日

A表 (平成28年5月31日まで)

1キロワット時につき	20円69銭
------------	--------

B表（平成28年6月1日以降）

1 キロワット時につき	20円78銭
-------------	--------

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

A表（平成28年5月31日まで）

1 契約につき	230円86銭
---------	---------

B表（平成28年6月1日以降）

1 契約につき	231円55銭
---------	---------

ホ その他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

(3) 曜日別電灯2型

イ 適用範囲

従量電灯Cの適用範囲に該当し、(1)に定める平日から休日への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、従量電灯Cに準じて定めます。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発

電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

A表、B表共通

契約容量1キロボルトアンペアにつき	280円80銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の平日休日別の使用電力量によって算定いたします。

a 平日

A表(平成28年5月31日まで)

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	20円97銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	27円97銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	32円30銭

B表(平成28年6月1日以降)

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	21円06銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	28円06銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	32円39銭

b 休日



A表（平成28年5月31日まで）

1 キロワット時につき	20円69銭
-------------	--------

B表（平成28年6月1日以降）

1 キロワット時につき	20円78銭
-------------	--------

ホ そ の 他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

## 21 臨時電灯

### (1) 臨時電灯 A

#### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

#### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

#### ハ 料 金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって1日につき

次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

#### A表（平成28年5月31日まで）

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7円88銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	15円76銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	15円76銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	157円58銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	157円58銭

#### B表（平成28年6月1日以降）

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7円91銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	15円81銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	15円81銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	158円12銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	158円12銭

#### ニ そ の 他

- (イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了

の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものとしたします。

## (2) 臨時電灯B

### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

### ロ 契約電流

(イ) 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

### ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計としたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

### (イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

#### A表, B表共通

契約電流10アンペアにつき	308円88銭
---------------	---------

#### (ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

#### A表 (平成28年5月31日まで)

1キロワット時につき	32円92銭
------------	--------

#### B表 (平成28年6月1日以降)

1キロワット時につき	33円01銭
------------	--------

#### ニ その他

(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

#### (3) 臨時電灯C

#### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

#### ロ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2

(燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

#### (イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとしたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額としたします。

A表、B表共通

契約容量1キロボルトアンペアにつき	308円88銭
-------------------	---------

#### (ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

A表 (平成28年5月31日まで)

1キロワット時につき	32円92銭
------------	--------

B表 (平成28年6月1日以降)

1キロワット時につき	33円01銭
------------	--------

#### ハ その他

(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものとしたします。

## 22 公衆街路灯

### (1) 公衆街路灯 A

#### イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

## ロ 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

### (イ) 需 要 家 料 金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

#### A表、B表共通

1 契 約 に つ き	48円60銭
-------------	--------

### (ロ) 電 灯 料 金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

A表（平成28年5月31日まで）

10ワットまでの1灯につき	88円13銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	133円06銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	222円91銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	312円77銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	492円48銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	492円48銭

B表（平成28年6月1日以降）

10ワットまでの1灯につき	88円46銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	133円73銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	224円25銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	314円78銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	495円84銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	495円84銭

b ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたしま

す。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。) に応じ1月につき次のとおりといたします。

A表 (平成28年5月31日まで)

50ボルトアンペアまでの1機器につき	213円30銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	341円28銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	341円28銭

B表 (平成28年6月1日以降)

50ボルトアンペアまでの1機器につき	214円30銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	343円29銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	343円29銭

## ハ その他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

## (2) 公衆街路灯 B

### イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトま



たは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

#### ハ 契 約 容 量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が 1 キロボルトアンペア未満の場合は、1 キロボルトアンペアといたします。

#### ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、平成28年 5 月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年 6 月 1 日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

##### (イ) 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

A表、B表共通

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	253円80銭
---------------------	---------

##### (ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

A表（平成28年5月31日まで）

1 キロワット時につき	19円60銭
-------------	--------

B表（平成28年6月1日以降）

1 キロワット時につき	19円69銭
-------------	--------

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その1月の料金は，次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

A表（平成28年5月31日まで）

1 契約につき	220円06銭
---------	---------

B表（平成28年6月1日以降）

1 契約につき	220円75銭
---------	---------

ホ その他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて1需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。

(ロ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Cに準ずるものといたします。

## 23 低圧高負荷契約

(1) 適用範囲

イ 次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要であること。

(ロ) (4)に定める契約電力が15キロワット以上であり，かつ，50キロワット未満であること。ただし，お客さまが希望され，かつ，お客さまの

電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，契約電力が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

なお，契約電力が50キロワット以上となる場合の電灯または小型機器の基準電力および動力の基準電力は，50キロワット未満といたします。

ロ この契約種別から従量電灯，時間帯別電灯，季節別時間帯別電灯，ピーク抑制型季節別時間帯別電灯または曜日別電灯および低圧電力または農業用低圧季節別時間帯別電力に契約種別を変更された後1年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，この契約種別を適用いたしません。

#### (2) 供給の単位

当社は，11（供給の単位）にかかわらず，原則として，1需給契約につき，2供給電気方式，2引込みおよび2計量をもって電気を供給いたします。

#### (3) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトならびに交流3相3線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

#### (4) 契約電力

契約電力は，次に定める電灯または小型機器の基準電力と動力の基準電力との合計といたします。

##### イ 電灯または小型機器の基準電力

電灯または小型機器の基準電力は，時間帯別電灯〔夜間8時間型〕に準じて定めます。この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみ

なします。

ロ 動力の基準電力

動力の基準電力は、低圧電力の契約電力決定方法に準じて定めます。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

A表、B表共通

契約電力1キロワットにつき	1,296円00銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

A表（平成28年5月31日まで）

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	18円41銭	16円74銭

B表（平成28年6月1日以降）

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	18円50銭	16円83銭

ハ 力率割引および割増し

電灯または小型機器の力率と動力の力率とをそれぞれの基準電力によって別表5（加重平均力率の算定）(2)ハにより加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電灯または小型機器の力率および動力の力率は、別表5（加重平均力率の算定）(2)イまたはロにより算定いたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(6) 契 約 期 間

契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、次によります。

イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 契約期間満了に先だって、原則として従量電灯、時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯、ピーク抑制型季節別時間帯別電灯または曜日別電灯および低圧電力または農業用低圧季節別時間帯別電力に需給契約を変更することはできません。

(7) そ の 他

- イ 35（日割計算）に定める事項については、低圧電力に準ずるものとしたします。
- ロ この契約種別の適用を受けるお客さまは、定額電灯、従量電灯、時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯、ピーク抑制型季節別時間帯別電灯、曜日別電灯、低圧電力または農業用低圧季節別時間帯別電力をあわせて契約することはできません。
- ハ 夜間時間（毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間をいいます。）以外の電気の供給をしゃ断する装置は、64（計量器等の取付け）(1)の区分装置として取り扱うものとしたします。
- ニ VIII（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約電力が増加しない場合は、契約電力が増加したものとして、低圧電力に準じて取り扱うものとしたします。
- ホ お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、従量電灯および低圧電力として、55（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）に準じて料金および工事費の精算を行ないます。
- ヘ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cまたは低圧電力に準ずるものとしたします。

## 24 低 圧 電 力

### (1) 適 用 範 囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お

客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表7(契約容量および契約電力の算定方法)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

#### (5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の



基本料金は、半額といたします。

A表, B表共通

契約電力1キロワットにつき	1,101円60銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

A表 (平成28年5月31日まで)

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	16円97銭	15円42銭

B表 (平成28年6月1日以降)

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17円06銭	15円51銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5 (加重平均力率の算定) により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合 ((4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。) は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表6 (進相用コンデンサ取付容量基準) の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントと

みなします。

## ニ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

## (6) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

## 25 臨時電力

### (1) 適用範囲

動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

### (2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

### (3) 料金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

### イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定され

た燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

A表（平成28年5月31日まで）

契約電力1キロワット1日につき	185円58銭
-----------------	---------

B表（平成28年6月1日以降）

契約電力1キロワット1日につき	186円15銭
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとしたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき24（低圧電力）(5)イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、24（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

A表（平成28年5月31日まで）

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	20円36銭	18円51銭

B表（平成28年6月1日以降）

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	20円45銭	18円60銭

#### ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

#### (4) そ の 他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

## 26 農 事 用 電 力

### (1) 適 用 範 囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

### (2) 契 約 電 力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

### (3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

また、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

A表、B表共通

契約電力1キロワットにつき	432円00銭
---------------	---------

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用

電力量といたします。

A表（平成28年5月31日まで）

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	12円80銭	11円63銭

B表（平成28年6月1日以降）

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	12円89銭	11円72銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

(4) そ の 他

イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

## 27 農業用低圧季節別時間帯別電力

(1) 適 用 範 囲

イ 低圧電力の適用範囲に該当し、農産物の栽培のために冷暖房負荷を使用する需要に適用いたします。

ロ この契約種別から低圧電力または低圧高負荷契約に変更された後1年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、この契約種別を適用いたしません。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 時 間 帯 区 分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

A表、B表共通

1契約につき最初の5キロワットまで	5,508円00銭
上記をこえる1キロワットにつき	1,101円60銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

なお、昼間時間の使用電力量については、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(イ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

A表（平成28年5月31日まで）

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	19円97銭	18円15銭

B表（平成28年6月1日以降）

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	20円06銭	18円24銭

(ロ) 夜 間 時 間

A表（平成28年5月31日まで）

1 キロワット時につき	12円41銭
-------------	--------

B表（平成28年6月1日以降）

1 キロワット時につき	12円50銭
-------------	--------

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

(5) 契 約 期 間

契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 契約期間満了に先だって、原則として低圧電力または低圧高負荷契約に需給契約を変更することはできません。

(6) そ の 他

イ お客さまが農産物の栽培のための冷暖房負荷を取り替えまたは取り外



される場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

なお、お客さまが無断で当該冷暖房負荷を取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは、44（供給の停止）(3)ハに該当するものといたします。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

## 28 深夜電力

### (1) 深夜電力 A

#### イ 適用範囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、その総入力が0.5キロワット以下であるものに適用いたします。

#### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

#### ハ 契約電力

契約電力は、0.5キロワットといたします。

#### ニ 供給条件

(イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ロ) 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

(ハ) 当社は、供給設備の状況により、イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

(ニ) 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

#### ホ 料金

料金は、1月につき次の金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

A表（平成28年5月31日まで）

1 契約につき	1,446円24銭
---------	-----------

B表（平成28年6月1日以降）

1 契約につき	1,454円88銭
---------	-----------

へ その 他

- (イ) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、64（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。
- (ロ) 44（供給の停止）(3)に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。この場合、44（供給の停止）(3)へにいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(2) 深夜電力 B

イ 適用範囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

## ロ 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について24（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。

## ハ 供給条件

- (イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (ロ) 専用の屋内電路を施設し、原則として、直接負荷設備に接続していただきます。
- (ハ) 当社は、供給設備の状況により、イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。
- (ニ) 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

## ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、通電制御型夜間蓄熱式機器を使用する場合の料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から(ハ)によって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによっ

て算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

A表、B表共通

契約電力1キロワットにつき	324円00銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

A表（平成28年5月31日まで）

1キロワット時につき	12円16銭
------------	--------

B表（平成28年6月1日以降）

1キロワット時につき	12円25銭
------------	--------

(ハ) 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、次の式によって算定された金額といたします。

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額＝割引対象額×13パーセント

割引対象額＝(イ)の基本料金＋その1月の使用電力量に(ロ)の該当料金を適用して算定された金額

ただし、契約負荷設備に通電制御型夜間蓄熱式機器以外の負荷設備がある場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、次の式によって算定いたします。

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額＝割引対象額×13パーセント×割引対象率

割引対象率＝ $\frac{\text{通電制御型夜間蓄熱式機器の負荷設備容量(入力)}}{\text{契約負荷設備の総容量(入力)}} \times 100$

なお、割引対象率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ホ その他

- (イ) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、64（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。
- (ロ) 49（制限または中止の料金割引）によって割引を行なう場合は、通電制御型夜間蓄熱式機器の割引対象額は、ニ(ハ)によって算定された割引対象額から49（制限または中止の料金割引）による割引額を差し引いたものといたします。
- (ハ) 44（供給の停止）(3)に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。この場合、44（供給の停止）(3)へにいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。
- (ニ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り外され、または割引対象率に変更となることにより、料金に変更があった場合は、35（日割計算）に準じて日割計算をいたします。
- (ホ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。
- (ハ) (ニ)または34（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。この場合、それぞれの期間の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量を料金に変更があった日の前後の期間の日数に契約電力を乗じた値の比率であん分したものといたします。
- (ト) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

## 29 融雪用電力

### (1) 適用範囲

イ 毎日午後2時から午後7時までの時間帯のうちの2時間を除いた22時間に限り、融雪のために毎年、一定期間を限り、3月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、原則としてこの契約種別を適用いたしません。

### (2) 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について24（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、上記により算定された値が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力は、0.5キロワットといたします。

### (3) 供給条件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 専用の電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

ハ 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。

ニ 当社は、供給設備の状況により、(1)の時間帯を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、時間帯の延長または短縮は行ないません。

ホ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ヘ 当社は、契約使用時間以外の時間をあらかじめ設定いたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合には、お客さまと当社との協議に

よって定めます。この場合、契約使用時間以外の時間の延長または短縮はいたしません。

#### (4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。また、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

##### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

##### A表、B表共通

契約電力 1キロワット につき	契約使用期間の最初の3月まで	2,062円80銭
	3月超過	491円40銭

##### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

##### A表（平成28年5月31日まで）

1キロワット時につき	15円22銭
------------	--------

B表（平成28年6月1日以降）

1 キロワット時につき	15円31銭
-------------	--------

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(5) そ の 他

イ 契約使用期間については、あらかじめ申出があった場合に限り、短縮または延長の取扱いをいたします。ただし、継続して使用する期間は、3月を下回らないものといたします。

ロ 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、64（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ハ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ニ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ホ 44（供給の停止）(3)に定める事項については、農事用電力に準ずるものといたします。この場合、44（供給の停止）(3)へにいう契約使用期間以外の期間に電気を使用されたときには、契約使用時間以外の時間に電気を使用されたときを含むものといたします。

ヘ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に



準ずるものといたします。